無縁墳墓等改葬公告

この度、納骨壇使用者確認のため、無縁墳墓等に関する調査を実施致しております。墓地及び納骨壇使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年二月十六日

一、墳墓等所在地　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　村崎憲治・西田光男・押川忠熊・重信英夫・吉川富造・皆田秀治・指宿眞智雄・栄孝・布川澄枝・柳元敬志・吉山繁・佐藤武士・本田秋利・西薗博・門之園公明・福重秋信・入来トヨ・折田清志・松元某（三階二二号二番）・下津純雄

一、墳墓等の名称　財団法人　新生田上霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鹿児島市田上台一丁目二一番一号　財団法人　新生田上霊園　代表理事　種子島　登

公示送達

市五東第五三一号

市原都市計画事業五井駅前東土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

市五東第五三〇号

平成二十三年二月七日

平成十九年十二月五日付市五東第六十八号で指定しました仮換地について、使用し又は収益を開始することができる日を下記のとおり定めましたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定に基づき、通知します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　仲村志げ子

住所　千葉県市原市五井中央東二丁目三〇番地五

仮換地

街区番号　十五、画地番号　八

地積　一三三平方メートル

位置　別添図面のとおり

二、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　津根三蔵、大津富四郎、宮崎吉太郎、相川久七、永野宇吉、宮崎彦太郎、池田惣吉郎、永野嘉吉、髙澤忠藏、中島長次郎、神崎庄五郎、廣辺善次郎、中島冨之吉、中島要吉、津根トヨ、津根羽平、永野冨次郎、小倉宇之八、相川小三郎、小倉榮藏、中村栁吉、大津源七、石井甚吉、相川半五郎、関本長吉、宮崎豊造、石井角次郎、小倉新造、相川半造、時田辨太郎、池田力之吉、宮崎銀藏、中島宇之太郎、中島清造、小倉庄之平、中島德次郎、永島源造、庄司源造、中島松次郎、永野礒次郎、宮崎弥市

住所　未保存のため住所不明

仮換地

街区番号　十五、画地番号　九

地積　一〇九平方メートル

位置　別添図面のとおり

使用又は収益を開始することができる日

平成二十三年二月十六日

教示

（一）この処分について不服があるときは、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百二十七条の二第一項及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内（同法第十四条第一項）に千葉県知事に審査請求をすることができます。

（二）この処分について不服があるときは、上記（一）の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（同法第十四条第一項）に市原市五井駅前東土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

（三）上記（一）の審査請求をした場合においては、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（同法第十四条第三項）に市原市五井駅前東土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

平成二十三年二月十六日

千葉県市原市五井八五〇七番地二

市原市五井駅前東土地区画整理組合

理事長　勝地　光

なお、位置図・仮換地図については組合掲示場に掲示してあります。

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社シミックＢＳ　株式会社シミックＢＳ　東京都品川区西五反田七丁目一〇番四号金剛ビル四階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年二月十六日

東京都品川区西五反田七丁目一〇番四号金剛ビル　株式会社シミックＢＳ

代表取締役　田端　進

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年２月 16 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①小田急バス株式会社　②東京都知事(3)5472　③代表取締役　星野晃司　④東京都調布市仙川町二丁目19番地５　廃止した従たる事務所　東京都調布市仙川町二丁目19番地５　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都調布市仙川町二丁目19番地５　小田急バス株式会社　代表取締役　星野晃司

①アズサ・インベストメント株式会社　②東京都知事(1)88486　③代表取締役　松永民生　④東京都千代田区麹町二丁目７番地３　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町二丁目７番地３　アズサ・キャピタル株式会社　代表取締役　松永民生

①伸栄ビルサービス株式会社　②東京都知事(5)61771　③代表取締役　徳間昭博　④東京都港区西新橋二丁目22番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西新橋二丁目22番８号　伸栄ビルサービス株式会社　代表取締役　新井直子

①東武計画株式会社　②東京都知事(5)60801　③代表取締役　關根哲男　④東京都豊島区東池袋二丁目18番７号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区東池袋二丁目18番７号　東武計画株式会社　代表取締役　髙橋識光

①都市機能研究所　②愛知県知事(1)第20344号　③水野雅生　④愛知県一宮市若竹三丁目４番32号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県一宮市若竹三丁目４番32号　都市機能研究所　水野雅生